## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	松本空港課 (松本空港管理事務所)	整理番号	2-3-1
処分の種類	松本空港内への入場制限等				
根拠法令条例 等·条項	長野県松本空港条例第8条				
処分の概要	混雑の予防、そ	の他空港の管理」	上の必要から行う空港への	)入場制限、行為	の制限
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	(1) 警察等から (2) 貴賓者の利 (3) 災害、その 2 行為の制限 (1) 長野県松本 (2) 宣伝行為等	限は、次のいずれかに該当する場合に行うことができるものとする。 等から要請があった場合 所の利用等により空港管理に支障を及ぼすおそれがある場合 その他松本空港管理事務所長が空港管理上必要があると認める場合 制限は、次のいずれかに該当する場合に行うことができるものとする。 最松本空港条例第11条各号に規定する禁止行為を行っている場合 行為等により空港利用者に迷惑をかける行為を行っている場合 2松本空港管理事務所長が空港管理上必要があると認める場合			
基準の制定根拠	H6. 9. 30伺定				